

## 令和5・6年度 潟上市建設工事入札参加資格審査申請要領

潟上市総務部総務課

令和5・6年度における潟上市が発注する建設工事の入札（見積）に参加しようとする方は、次により入札参加資格審査申請書及び添付書類を提出してください。

※提出書類が前回と一部異なります。本要領をご確認のうえ提出してください。

### 1. 資格要件

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないこと。
- (2) 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集团的に又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者であると認められる者でないこと。
- (3) 国税及び潟上市税が未納でないこと。（ただし、潟上市税については、潟上市に納税義務がある者に限る）
- (4) 社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入義務のある事業所で社会保険等に未加入でないこと。

### 2. 受付期間

令和4年11月15日（火）から令和5年1月18日（水）まで

（ただし、土・日曜日、祝日及び12月29日～1月3日については受付を行いません。郵送（宅配便等を含む）による場合は、令和5年1月18日までに到着したものを有効とします。）

### 3. 受付時間

午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

### 4. 提出方法

持参又は郵送（宅配便等を含む）により提出してください。

### 5. 提出先（問い合わせ先）

〒010-0201 秋田県潟上市天王字棒沼台226番地1  
潟上市役所総務部 総務課 管財班  
電話 018-853-5301

### 6. 有効期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

### 7. 資格の通知

提出された申請書は、潟上市の審査基準に基づき審査します。

その結果、資格認定されなかった申請者にのみ、その旨を通知します。

## 8. 提出書類

潟上市様式で提出してください。提出書類は市のホームページからダウンロードできます。

### (1) 潟上市建設工事請負競争入札参加資格審査申請書（様式1）

- ・申請者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名、電話及びFAX番号等を記入してください。（商号又は名称には、ふりがなをふってください。）
- ・「1. 建設業許可番号」は、受けている建設業許可番号を記入してください。
- ・「2. 秋田県電子入札システム利用者登録」は、有・無のどちらかに「○」印をつけてください。
- ・「3. 委任先の事業所」は、本社（店）の代表者から支店又は営業所等の代表者に契約等の権限を委任する場合に、委任先の住所、商号又は名称、職・氏名、電話及びFAX番号等を記入してください。**【※】**
- ・「4. 申請事務担当者連絡先」は、潟上市から申請内容の確認等をする場合の連絡先を記入してください。
- ・「5. 申請代理人・作成行政書士（代理申請時使用欄）」は、行政書士等が申請代理人として代理申請する場合に使用してください。（この欄に記入・押印がされていれば、代理申請に係る委任状の提出は不要です。）

**【※】**潟上市内に在る営業所等を委任先として申請する場合、「潟上市市内業者及び準市内業者の認定基準」の要件を十分確認してから申請をしてください。主な要件は次のとおりです。

- ・潟上市内において法人に係る市税の納税義務を有していること。
- ・業務に必要な自社社員を常勤で配置（派遣社員・契約社員等のみの配置は認められません）し、社名掲示、電話、机等什器備品を備えており、実質的に営業所等として機能していること。

### (2) 業態調書（様式2）

- ・入札（見積）への参加を希望する工事種別に「○」印をつけてください。
- ・「潟上市市内業者及び準市内業者の認定基準」に規定する市内業者及び準市内業者以外の方については、経営事項審査を受けていない工事種別を希望することはできません。
- ・支店又は営業所等の代表者に契約等の権限を委任する場合、委任先の事業所が許可を受けていない工事種別を希望することはできません。

### (3) 建設業許可通知書（写し）

- ・建設業の許可を受けている方は、許可通知書の写しを提出してください。提出されていない場合は、許可を受けていないものとみなします。

(4) 建設業許可関係書類（写し）

- ・建設業の許可を受けている方は、建設業許可申請に添付した次の資料の写しを提出してください。なお、許可申請時と現在の内容が異なる場合は、最新の状況が確認できる書類（変更届等）も提出してください。

①様式第1号 別紙2(1)「営業所一覧表（新規許可等）」(2)「営業所一覧表（更新）」

②様式第1号 別紙4「専任技術者一覧表」又は「専任技術者証明書」

(5) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）

- ・経営事項審査を受けている方は、最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを提出してください。
- ・最新の決算による経営事項審査が終了していない場合は、申請時点で有効期間内（審査基準日より1年7か月）の通知書を提出してください。

(6) 工事経歴書（様式3）

- ・入札（見積）への参加を希望する建設工事の種類ごとに、直前2年間に完成若しくは着手した工事について記載してください。

(※) 経営事項審査申請に添付した工事経歴書の写しを提出してもかまいません。

(7) 技術職員名簿（様式4）

- ・会社における技術職員の氏名及び保有する資格等について記載してください。

(※) 経営事項審査申請に添付した技術職員名簿の写しを提出してもかまいません。

(8) 潟上市内事業所職員名簿（様式5）

- ・潟上市内に本社（店）又は契約等の権限を委任された営業所等がある方は、本社（店）又は委任先の営業所等における常勤職員について記載してください。

(9) 有資格技術職員数（様式6）

- ・潟上市内に本社（店）又は契約等の権限を委任された営業所等がある方は、本社（店）又は委任先の営業所等における技術職員の人数を記入してください。

(10) 暴力団排除に関する誓約書（共通様式1）

- ・「潟上市暴力団排除条例」に基づき提出していただくものです。内容を確認し、誓約する意思を示すものとして提出してください。

(11) 使用印鑑届（共通様式2）

- ・入札（見積）や契約に使用する印鑑を届け出いただくものです。「(使用印)」欄に入札等に使用する印鑑を押印してください。

(12) 委任状（共通様式3）

- ・本社（店）の代表者から支店又は営業所等の代表者に契約等の権限を委任する場合に提出してください。
- ・本社（店）の代表者（委任者）と受任者の双方の印鑑を押印してください。
- ・委任者の印は印鑑証明書と同じ代表者印を、受任者の印については営業所等の印を押印してください。

(13) 社会保険料納入確認書（写し可）

- ・年金事務所等で発行された、申請日に確認可能な月までの直近24か月分の未納の有無がわかる証明書を提出してください。

(※) 経営事項審査結果通知書で「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」が「有」又は「除外」の方は、添付不要です。

◆新型コロナウイルス感染症等の影響による徴収猶予等を受けている方

- ・「納付の猶予（特例）許可通知書」又は「納付の猶予（特例）許可通知書」の写しを提出してください。

(14) 雇用保険の加入を証明する書類（写し可）

- ・労働保険概算・確定保険料申告書の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る領収済通知書（直近2年度分）又は労働局等で発行された労働保険料等納付済証明書（直近2年度分）を提出してください。

(※) 経営事項審査結果通知書で「雇用保険加入の有無」が「有」又は「除外」の方は、添付不要です。

◆新型コロナウイルス感染症等の影響による徴収猶予等を受けている方

- ・「納付の猶予（特例）許可通知書」又は「納付の猶予（特例）許可通知書」の写しを提出してください。

(15) 建設業退職金共済事業加入・履行証明書（写し可）

- ・建設業退職金共済制度に加入・履行している証明書を提出してください。

(※) 経営事項審査結果通知書で「建設業退職金共済制度加入の有無」が「有」の方は、添付不要です。

- ・他の退職金制度等に加入している場合は、その証明書を提出してください。

(16) 納税証明書（写し可）

- ・課税されているすべての項目について、未納がない旨の証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの）を提出してください。

- ・潟上市内に居住又は事業所を有する場合は、「国税」と「市税」の両方を提出してください。

- ・潟上市内に居住又は事業所を有しない場合は、「国税」のみ提出してください。

区分	証明書	発行先
国税	未納税額がないことの証明 ・ 個人の場合は「その3の2」 ・ 法人の場合は「その3の3」	住所地管轄の税務署
市税	潟上市で発行する納税証明書(直前の2年度(令和3・4年度)分) ・ 課税されているすべての項目	潟上市役所税務課 又は 天王、昭和、飯田川、追分の 各出張所

◇潟上市の納税証明書を取得するには、次の2つが必要です。

①納税証明書の取得に関する委任状、もしくは必要事項の記載及び代表者印の押印がされた証明書交付申請書(委任状及び証明書交付申請書)は、市のホームページからダウンロードできます。

②受任者(証明書の取得を頼まれた人)の本人確認書類(運転免許証など)

◇市県民税の特別徴収など、納期限が到来していない分については、納税証明書の「未納額」欄に金額が記載されますが、「納期到来未納額」欄が0円であれば「未納なし」の取扱いとなります。また、証明書発行の直前に納付した場合などは、市で納付が確認できない場合がありますが、その際は証明書発行窓口にて領収書を提示していただき、納付が確認できれば最新の納付状況が反映された納税証明書を発行いたします。

**◆新型コロナウイルス感染症等の影響による徴収猶予等を受けている方**

- ・ 市税については、潟上市で発行する納税証明書により、徴収の猶予を受けていることが確認できます。
- ・ 国税については、「納税の猶予許可通知書」の写し又は「納税証明書(その1)」を提出してください。「納税証明書(その1)」を提出する場合は、税目を「法人税」及び「消費税及び地方消費税」として発行してください。

(17) 印鑑証明書(写し可)

- ・ 法人の場合は本社所在地を管轄する法務局、個人の場合は代表者住所地の市町村が発行する印鑑証明書を提出してください。
- ・ 申請日前3か月以内に発行された印鑑証明書を提出してください。

(18) 登記事項証明書又は身分証明書(写し可)

- ・ 法人の場合は、申請日前3か月以内に法務局で発行された登記事項証明書(現在事項又は履歴事項全部証明書)を提出してください。
- ・ 個人の場合は、申請日前3か月以内に本籍地の市町村で発行された身分証明書を提出してください。

## 9. その他

- (1) 提出書類は、「8. 提出書類」の番号順に並べて、紙製フラットファイル（A4判・タテ型・2穴）に綴じて提出してください。
- (2) ファイルは赤色又はピンク色系のものを使用してください。
- (3) ファイルの表紙及び背表紙に「入札参加資格審査申請書」及び「商号又は名称」を記入してください。
- (4) 郵送（宅配便等を含む）により提出される方で、申請書の受理票を希望する方は、受理票送付用封筒（切手貼付）もしくは受理票用ハガキを同封してください。（同封されていない場合、受理票の送付はいたしません。）

■提出書類一覧 (◎：全者が提出するもの、△：該当する者のみが提出するもの)

書類番号	提出書類	
(1)	潟上市建設工事請負競争入札参加資格審査申請書(様式1)	◎
(2)	業態調書(建設工事)(様式2)	◎
(3)	建設業許可通知書(写し)	△
(4)	建設業許可関係書類(写し) ①様式第1号 別紙2「営業所一覧」 ②様式第1号 別紙4「専任技術者一覧表」又は「専任技術者証明書」	△
(5)	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)	△
(6)	工事経歴書(様式3) ※経営事項審査申請に添付した工事経歴書の写しを提出してもかまいません。	◎
(7)	技術職員名簿(様式4) ※経営事項審査申請に添付した技術職員名簿の写しを提出してもかまいません。	◎
(8)	潟上市内事業所職員名簿(様式5)	△
(9)	有資格技術職員数(様式6)	△
(10)	暴力団排除に関する誓約書(共通様式1)	◎
(11)	使用印鑑届(共通様式2)	◎
(12)	委任状(共通様式3)	△
(13)	社会保険料納入確認書(写し可) ※経営事項審査結果通知書で「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」が「有」又は「除外」の方は、添付不要です。	△
(14)	雇用保険の加入を証明する書類(写し可) ※経営事項審査結果通知書で「雇用保険加入の有無」が「有」又は「除外」の方は、添付不要です。	△
(15)	建設業退職金共済事業加入・履行証明書(写し可) ※経営事項審査結果通知書で「建設業退職金共済制度加入の有無」が「有」の方は、添付不要です。 ※他の退職金制度等に加入している場合は、その証明書を提出してください。	△
(16)	納税証明書(写し可)	◎
(17)	印鑑証明書(写し可)	◎
(18)	登記事項証明書又は身分証明書(写し可)	◎

(注意) 提出すべき書類の中で提出できない書類がある場合は、その理由等を記した理由書(任意様式)を提出してください。